

經濟學論叢 每月一日發行
 第四十九卷第六號 昭和十四年十二月一日發行
 大正四年六月二十一日 第三種郵便物認可

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十四卷第六號

昭和十四年四月二十日

論叢

近世中期の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎
 波動の内在性……………文學博士 高田保馬

時論

水産食糧の確保と漁業組合……………經濟學博士 蜷川虎三
 法幣對策論の起結……………經濟學士 徳永清行

研究

遼史食貨志に見られたる經濟思想……………經濟學士 穂積文雄
 問屋の歴史的特質……………經濟學士 堀江英一
 エッチワースと「統計の方法」……………經濟學士 馬場吉行

說苑

クラークの植民地無價值論……………經濟學士 金持一郎
 大工場が地方經濟に及ぼす影響……………經濟學士 菊田太郎

附錄

彙報
 外國雜誌論題
 本誌第四十九卷總目錄

(禁轉載)

研 究

遼史食貨志に見はれたる經濟思想

穗 積 文 雄

一

この小稿は遼史食貨志を繙いてそこに伺はれる經濟思想を拾はむとするささやかなる試である。

遼史食貨志は歷代食貨志のなかでも量に於て見れば最小であるが、質に就いて見れば最よく整てゐるうちの一つと云へる。それは截然と章が切られ節が分けられてゐるわけではなく、ただ全體の中程で上下の二部に分かれてゐるだけであるが、通讀して見ると序論本論結論と前後相照應し、首尾一貫してそこに自ら一の整然たる體系を構成するを知ることができる。

先づその序論にあたる所より見るに、それはそも／＼食貨なるものが遼に於て何故に且如何に起るかの問題から論を始めてゐる。そしてそのことは遼史食貨志としてまことに論理的な記述の開始として賞讃に値することを忘れてならぬと思ふが、それはともかくとして然らばそれはいかに論じられてゐるかと云へば次の如くである。曰く、

契丹舊俗。其富以馬。其疆以兵。縱馬於野。弛兵於民。有事而戰。曠騎介夫。卯命辰集。馬逐水草。人仰渾酪。挽強射生。以給日用。糗糧芻茭。道在是矣。以是制勝。所向無前。及其有國。內建宗廟朝廷。外置郡縣牧守。制度日增。經費日廣。上下相師。服御浸盛。而食貨之用。斯爲急矣。

それは要するに、遼國を建設せる契丹族はもと遊牧騎射の族で、生活簡易、制度簡單、從て食貨のことは別に改めて問題とするにも及ばなかつたのであるが、文化漸く進んで國を建てるに及んで、生活も向上し、制度も複雑となり、爲に國費日に増し、從てこれを賄ふために食貨の道が急務となるに至つたと云ふのであり、そしてそのことは支那の歴史が北方の蠻族が中原に攻め入り漢族を征服しながら、逆に漢族の文化に同化せられて新に攻め來る北方の蠻族によりて亡ぼされることの繰り返へしに於て成立つことをよく示す點に興味淺からざるを覺えざるを得ぬものであるが、今經濟思想史の立場よりよくこの句を味はつて見るとき、私はそこに孟子の次の言葉を想起せざるを得ぬ。孟子は曰ふ、

白圭曰吾欲二十而取一如何。孟子曰子之道貉道也。萬室之國一人陶則可乎。曰不可器不足用也。曰夫貉五穀不生惟黍生之。無城郭宮室宗廟祭祀之禮。無諸侯幣帛饗飧。無百官有司。故二十取一而足也。今居中國去人倫無君子如之何其可也。陶以寡且不可以爲國。況無君子乎。欲輕之於堯舜之道者大貉小貉也。欲重之於堯舜之道者大桀小桀也。(孟子、卷第十二、告子章句下)

そしてそれは案外の蠻族は賦課少くして可ならむも文化高き民は賦課少くしては不可である、蓋し、徒らに輕賦薄斂を唱へて賦課少きに失するはこれ國を野蠻に陥れるものに外ならぬからであると云ふのである。それで、

一は國が野蠻より文化に進むから食貨の要が起ると云ひ、他は文化國が賦斂を餘りに少くすれば野蠻國に後退すると云ふもので、二者は結局一つのことを反對の方向から説くものにすぎず、その意味するところは共に歸するを知る。従て吾々は遼史食貨志の前掲の句に於て孟子の思想が再現せられて居ると云ふことができるかと思ふ。

かくて吾々は先づそもく食貨そのものが何故に起るか論述を明にしたと思ふのであるが、次に然らばその食貨は如何にして起るか。それは遼史食貨志によれば、五京、長春、遼西、平州に鹽鐵、轉運、度支、錢帛の諸司を置きてその出納を掌らしむるを見る。従て遼史食貨志はかくて出現する食貨の諸現象形態を敘述することに於て成立すべきであるが、遼史食貨志はその詳細はいまやこれを悉くすることができぬが、その大體は舊史に散見するところによりてこれを知ることができると云つて農穀、租賦、鹽鐵、貿易、錢幣、羣牧に就いてそれら類によりて蒐集整理して遼史食貨志を編んで遼代食貨の大略を傳へることになる。然しながらかく展開せられる記述は殆ど經濟事實の敘述であるが、凡そ經濟事實の背後には經濟思想が横はつてゐる筈であるから、私はこれからそれを探ぐり、いささか順序をたてて論述の筆を進めようと思ふ。

二

すでに述べたるが如く遼に於いて食貨は國家が發展して用幣多端となるに及び、その用に應ずべく起り來る。國家多端の用幣を充たすためには先づ賦斂が行はれねばならぬ。然らばそれに就いてはそこに如何なる思想が見出されるであらうか。遼にありては太祖の時始めてではあるがすでに韓延徽をして國用を制せしめたと云ふことを知るにとゞまり、又太宗は五京戸丁を籍して賦税を定めたがその戸丁の數は遼史食貨志によれば「無於所考」と

あるから、吾々は遼史食貨志に關する限り、そこに何等特別注意に値する經濟思想を見出すを得ない。もし強いて云へば彼等蠻族も漸く中國の文化に浴するに及びて租稅收入の必要に迫られるに至つたと云ふ思想がこれらの事實によりて裡書せられると云ふことであらうが、それは吾々はすでに前節に於てこれを論じたのであるからいま再びこれに就いて贅言するを要せぬであらう。然しながらその後聖宗の代に入りて記載せられてゐる公田、閑田、私田の制は注目しに値するものがある。それには曰ふ。

西北之衆。每歲農時一夫偵候。一夫治公田。二夫給糺官之役。當時沿邊各置屯田戍兵。易田積穀。以給軍糧。故太平七年詔諸屯田在官。斛粟不得擅貸。在屯者力耕公田。不輸稅賦。此公田制也。餘民應募。或治閑田。或治私田。則計畝出粟。以賦公上。十五年。募民耕濼河曠地。十年始租。此在官閑田制也。又詔山前後未納稅戶並於密雲燕樂兩縣。占田置業入稅。此私田制也。

蓋し、それによれば公田、閑田、私田の制は、公田は邊境に於ける屯田制で、それに於ては農時は偵候し、又は公田を治め、「田を易にし穀を積み」タヒラカ以て軍糧を給し、その代りに稅賦を輸せぬものであり、閑田は荒蕪の地を開耕せしむるもので従て租稅は始めの十年間だけは免除されるがその後は私田と同じく、私田は普通の田を治めるもので租稅は畝に應じて粟を公上に出すのである。そしてこのことは遼にありてはその財政收入を主として農業に仰ぐと云ふ思想の存在せることを思はしめずんばおかざるものがあり、そしてそれはやがて遼に於ける重農思想を招來する所以であると考へられる。然かしそれに就いては次に節を改めて述べることにする。

上述せるところよりして吾々は遼の賦斂が殆ど全く農業に倚存するが如くであることを知ることができる。然らばそこに重農思想が生ずるに至るは當然とせねばならぬと思はれる。事實遼史食貨志を讀むときは私はここにも亦重農思想のきはめて濃厚なるを感得せざるを得ぬ。蓋し、重農政策は重農思想の實現であり、従て重農政策のあるところ、その背後に重農思想の存在を想定するを得るわけであるが、いま試に遼史食貨志に於て重農政策の記述を求むれば吾々はたちどころに次の如く多くをあげることができる。

「喜稼穡善畜牧。相地利以教民耕。」「飭國人樹桑麻習組織。」「弭兵輕賦。專意於農。嘗以戶口滋繁。」「太宗會同初將東獵三刻奏減輜重疾。趨北山取物。以備國用。無害農務。尋詔有司勸農桑教紡績。以烏古之地水草豐美。命歐昆石烈居之。益以海勒水之善地爲農田。」「聖宗乾亨五年。詔曰。五稼不登。開帑而代民稅。螟蝗爲災。罷徭役以恤饑貧。」「帝（聖宗）常過藥城。見乙室奧隗部下婦人迪輦等黍過熟未獲。遣人助刈。」「禁諸軍官。非時畋牧妨農。」「田園蕪廢者。則給種牛以助之。」

右は重農政策よりしてその背後に存在する重農思想を追求せむとしたのであるが、かく重農政策より重農思想を追求するまでもなく、重農思想がそれ自身として存在するのをあげることが出来る、例へば曰く、

「駐蹕赤山宴從臣。問軍國要務。左右對曰。軍國之務。愛民爲本。民富則兵足。兵足則國彊。上深然之。是年詔徵諸道兵。仍戒敢有傷禾稼者。以軍法論。」「太師韓德讓言。兵後通民棄業。禾稼棲畝。募人獲之。以半給獲者。」「政事令室昉亦言。山西諸州給軍興。民力凋敝。田穀多闕於邊兵。請復今年租。六年霜旱災。民饑。詔三司舊以稅錢折粟。估價不實。其增以利民。又徙吉避寨居民三百戶于檀順薊三州。擇沃壤。給牛種

穀。」「興宗即位。遣使閱諸道禾稼。是年通括戶口。詔曰。朕於旱歲。習知稼穡力辦者。廣務耕耘。罕聞輸納家食者。全虧種植。多至流亡。宜通檢括普遂均平。禁諸職官不得擅造酒麩穀。有婚祭者。有司給文字始聽。」

かく重農思想が根強く存し、從てそれにもとづいてかくも重農政策が行はれると云ふことはこの時代に於て農業はやはり諸産業中に在りて他のものと比較を絶する極めて重大なる位置を占むる客觀的狀勢の當然の歸結と解すべきであらう。そしてかくまで重農政策が行はれるとしても、もとゞ農業は自然に倚存するところ多きものなる故に、それらの努力にもかかはらず自然の氣まぐれのまにまに年に豊凶の差あるを如何ともなし難い。しかも農業がかくも重大なる位置を占むるときその凶年饑饉の際に招來すべき結果は思ひ半ばに過ぎるものがなければならぬ。そこでここにそれに對する策が考案されるのは極めて自然であり、當然でなければならぬ。かくて吾々はそこに又義倉なる制度の出現を見ることとなる。即遼史食貨志に於て吾々は次の如き諸々の詔の下るを見る所以である。曰く、

「諸道置義倉。歲秋。社民隨所獲。戶出粟庾倉。社司籍其目。歲儉發以振民。」「南京舊欠義倉粟。仍禁諸軍官。非時畋牧妨農。」「朕惟。百姓徭役煩重。則多給工價。年穀不登。發倉以貸。田園蕪廢者。則給牛種以助之。」

この義倉は社に屬する者が協力共同して以て農産物を有り餘る時に積み貯へて以て足らざる時に發し用ふる現物による自給自足經濟に於て考案せられるところであるが、いま同じ事情が貨幣の介在する交換經濟の下に置か

れるとそこに吾々は和糶倉を見出すこともできるようになるわけである。すなはち遼史食貨志に曰ふ。

有和糶倉。依祖宗法。出陳易新。許民自願假貸。收息二分。所在無慮二三十萬碩。雖累兵興。未嘗用乏。

そしてこれら義倉や和糶倉は重農思想を育くむ土壌に、同じく重農思想より生れ出でたる夫婦松とも稱すべく従てそれらは重農思想の一表現であると観ずるを妨げぬとも云へるかと思ふのであるが、しかもこの場合、倉庫そのものの思想は即保管の思想であり、そして保管の思想の奥には價値の實質的な時間的移轉の思想がひそみ、それは實に流通の範疇に屬する經濟思想であることを私は指摘しておきたいと思ふ。

四

前節に於て吾々は遼に於ける重農思想を伺ひ、遼に於て如何に農業が保護せられるかを見た。然し農業さへ保護されれば國用が足るとは云へぬ。工業品も亦必要である。そしてそれに於ては増大する欲求が有無相通じ長短相補ふの利を悟らしめ、そこに分業が招來せられ、交易が不可避とならねばならぬ。かくて遼史食貨志に於て私
は一方に於ては「來易於遼者。道路繼屬」、又は、「以俸羊多闕。部人貧乏。請以羸老之羊及皮毛易南中之絹。上下爲便。」と交易の齎らす利益を讃へる思想を見、他方に在りては、「交易法壞。財日匱而民日困矣。」と一度交易が杜絶せんか物質の補給を得る能はずして社會の物質生活の運営に支障を來し、民衆は困苦缺乏に陥ることを道破して以て交易の重要性を認識肯定する思想を見出すとともに更に、従てこの交易を圓滑に運行せしむるがために交易に於ける正義を強調する思想の顯れ居るを大なる讚嘆を以て眺めるの愉快を有つ。曰く、「令有司論諸行宮布帛短狹不中尺度者。不粥於市。」

五

すでに交易が上掲の引用に於て何ふが如きところまで發展して來れば、そこに交易の手段として貨幣が登場し、從てこゝに貨幣に關する思想の存在が約束せられねばならぬ。そこでいまそれを伺へば、先づ「以土産多銅。始造錢幣。太祖其子襲而用之。遂致富彊。以開帝業。」とあるを見るが、少くとも私はそれに於て富國強兵をモツトウとし、そして、富國強兵と云ふも強兵も富國に於て始めて可能であると考へ、然らば何を以て國は富み何を以て國は貧づしくなるのか、國家の興隆と衰亡を支配する富とは何ぞやと云へば、すなはち富は貨幣、少くともよつて以て貨幣を鑄造する地金銀に於て成立つとする、歐洲近世に於ける初期メルカンチリステンに通ずる考へ方を見ざるを得ぬ。

貨幣に關してはまた次の如く述ぶるをも見る。曰く、

「世之論錢幣者。恒患其重滯之難。致鼓鑄之弗給也。於是楮幣權宜之法興焉。西北之通舟楫。比之東南。十纒一二。遼之方盛。貨泉流行。國用以殷。給戍賞征。賜與億萬。未聞有所謂楮幣也。又何道而致其便歟。此無他。舊儲新鑄並聽民用故也。」

いまこれを讀むと私は當時、と云つてもこの場合の當時は遼の時代を指すよりも遼史の撰者の時代を指すことになるかと思ふが、當時紙幣發生の因を硬貨の重くして携帶運搬に不便なること、或は硬貨の不足に歸することがすでに通説として行はれてゐたことを知ることができると、もにまた遼史の撰者が遼の世に於て巨額の貨幣を必要としたにもかゝらず紙幣の出現を見なかつたことを指摘することによりて先づ右の紙幣發生の通説中の第

二のものを否認するを見る。然らば遼の世に於て巨額の貨幣を要したるにもかゝはらず紙幣の發行を見ずしてすんだのは何故かと云へば、それは舊儲新鑄相並んで民用を聽したからであると説明する。更に遼の世に紙幣が行はれず貨幣は凡て硬貨であるとすれば携帶運搬に不便で流通に支障を來したかと云へば貨幣はよく流通したと云ふのであるから、硬貨は流通に不便だから紙幣が出現すると云ふ先の紙幣發生の第一の理由もまた否認せられてゐると解せねばならぬことになると思はれる。

然し私はやはり通説の方が正しく遼史食貨志の撰者の通説否認の思想の方が無理であり、從て否認せられねばならぬと思ふ。成程遼史食貨志の撰者は動かし難い現實の事實に據りて通説を粉碎せるかに見ゆる。然しながらその現實は果してそれ程確固不拔な動かし難いものであるかどうか問題である。すなはち先づ遼の世に於ける巨額の貨幣を要したのに紙幣によらずして済んだと云ふことによつて、「致鼓鑄之弗給也。於是楮幣權宜之法興焉。」を否定するわけであるが、いまその遼史食貨志に於て「經費浩穰。鼓鑄仍舊。國用不給。」と云つてゐるのは一體どうしたことか。この句は勿論一の事實を説明してゐるのであるが同時にまた一のノルムの表現の性質をもつて居ることを否定するわけには行かぬと思ふ。故に巨額の費用を賄ふに紙幣の必要なかりしは遼の初年のことに屬し、この「經費浩穰鼓鑄仍舊。國用不給。」は遼の末年のことであると云ひて逃れることは許されぬと思ふ。

それ然り、況や遼史食貨志の撰者の通説排撃の理論の根本を爲すところの遼の世に紙幣を見ぬと云ふ重大事實を單に「未聞有所謂楮幣也。」と片づけてしまふことが果して許され得ることであるかどうか。これもまた問題で

ある。宋に於て大に發達したと云はれる紙幣が宋と交渉淺くなかつた遼に於て果して存しなかつたであらうか。勿論政府發行の紙幣はなかつたかも知れぬ。然しながら實質上紙幣の役割を演ずるものがありはしなかつたか。遼史食貨志の撰者が「未聞所謂楮幣」と云ふ場合、その紙幣のうちに果して實質上紙幣の役割を演ずるものをも含めて云つてゐるであらうか。そうでないとすれば、遼史食貨志の撰者の通説反駁は成立するとは云へぬ、況や進んでこの廣義に於ける紙幣の存在が立證せられでもすれば鼓鑄足らずして紙幣現はるとの通説を覆へさむとする遼史食貨志撰者の理論が覆へされると同時に、また硬貨が運搬に不便なるが故に紙幣が出現するとする通説の否定もまた否定せられることになることまた改めて説くまでもないところであらう。

六

吾々は先に重農思想を伺ひたるときに、すでにそこに社會政策的思想の數々を看取せざるを得なかつたはずであるが、實はかくの如き思想は遼史食貨志に横溢してゐると云つても別に云ひ過ぎではないと思ふ。だからいま改めてこれを考察して見る必要があると思はれるが、するとその著しいものとしてたちまちにして次の如きものをあげることができよう。曰く、

「開泰中。詔諸道貧乏。百姓有典質男女。計傭價。日以十文。折盡還父母。」「其災沴出錢以振貧乏。及諸宮分邊戍人戶。」「撫諸部。明賞罰。不妄征討。因民之利而利之。羣牧蓄息。上下給足。」「民有則我有。」「上禮高年。惠鰥寡。賜脯連日。」

いま私はこれらの句を一々解明する必要も餘裕もないと思ふからそれは省略に附するが、中に就いてただ次の

諸點だけはこれを注意することにしたと思ふ。

先づ、「百姓有典質男女」は人間に質權を設定する事實の存在を示すに足るものであり、そして人間に質權を設定する事實の背後には人間を物財視する思想の横はることを否定するわけにはゆかぬ。思ふに人間を物財視する思想は早く奴隸に於て明瞭に看取することができ、それから、隸農に至てもまだこれを認知することができる。

然しそれらの場合は奴隸の所有者によりて奴隸が物財として取り扱はれ、封建諸侯の立場よりして隸農が物財に近く觀ぜられるのである。然るに上例の場合に於ては一家の内にありて親が子供を物財視し、少くとも物財視する考へ方を容認するものであることはその句の後段にある「還父母」によりてこれを知ることができる。そしてここに特殊性がある。然しながら考へて見ればこれを遠い昔の蒙昧な民の思想と一笑に附し去るわけにはゆかぬと思ふ。なぜかなればかくの如き思想は今日なほその後をたつとは斷言しかねると思はれるからである。蓋し、「身を賣る」とか、「身體が資本だ」とか、または「子供に投資する」とか言ふ言葉がいまだに單なる修辭としてではなくして用ひられ、そしてそれらの言葉の背後にある思想はすなはち人間を財物視する思想でないとは云へぬからである。

さればいま遼史食貨志に於て典質となれる者を盡くその兩親の許に還へすことによりてすでにかくの如く人間を物財視する考へ方を否定する思想を見出すことは喜ばしきことであり、これをここに特記するとも必ずしも徒爾ではあるまいと思ふ。

次に、「因民之利而利之。」並に「民有則我有。」は何れも儒家者流の思想の正統を傳ふるもので、前者は論語、

堯曰第二十に「子張曰何謂惠而不費。子曰因民之所利而利之。斯不亦惠而不費乎。」とあり、後者は同じく論語、淵顔第十二に、「百姓足。君孰與不足。百姓不足。君孰與足。」とあるを想起すれば、それは容易に理解のできる
ところであらう。

また先に重農思想として掲げたうちの「宜通檢括。普遂均平」が社會政策的思想の見地より見て亦重要なる思想であることは敢て贅言を須ゐるの要なきところであるが、これまた、論語季氏第十六に見ゆる、「有國有家者。不患寡而患不均。不患貧而患不安。蓋均無貧。和無寡。安無傾。」の思想を汲めるものであり、そして論語のこの思想が儒家者流傳統の分配政策、社會政策の中心思想を爲すものであることは餘りにも周知に屬するところと言へよう。かくて吾々は遊史食貨志に於ける社會政策的思想に於て儒家思想の特色のいよいよ濃厚なるを看取せよを得ぬ。

更に上掲の諸句より歸納せられる社會政策的思想、並に先に掲げたる重農思想に於て看取せられる社會政策的思想、從てまた換言すれば遊史食貨志に見ゆる社會政策的思想を通觀するとき私はその社會政策的思想が恩惠的救貧的思想の特色を帯ぶることを感ぜざるを得ぬ。そしてそれが現代資本主義社會に於ける勞資間の滑劑、乃至資本主義と社會主義の兩原理をアウフヘーベンするところに成立つジュンテージスとして捉へられる思想と云ふ純粹なる姿に於て見られて居らぬのはその時代が未だ資本主義以前であり、從てまた資本主義のアンチテージスとしての社會主義の原理がそのようなものとして出現せざるところに於てもとより當然であることは言を要せぬところである。然しながらかくの如き思想は社會がそこまで進むときは純粹な姿に於ける社會政策的思想に進む

ものであり、従てそれは純粹なる社會政策的思想への萌芽形態と考へることができらうであらう。

七

私は遼史食貨志を繙いてそこに見出される經濟思想を拾つてこれが考察を試みて來た。そして今筆を擱かんとして私は、それに於て儒家思想が濃厚に含まれて居るのを感じざるを得ぬ。だから私はそれを考へてこの小稿を終らう。

思ふに支那の思想が何れもそうであるように支那の經濟思想も先秦時代から前漢時代にかけて略一通り大成したと考へられる。そしてそれは極めて大まかに云へば儒家思想と法家思想とすることができよう。そしてその後はこの二つの思想があざなへる繩の如く支那の經濟思想史を貫流し、もとより時に應じて種々の形をとりはしたが、大體大した變化もなくして清末外國思想の渡來の時期まで續くと見られる。然るところ前漢の武帝のときに儒教が正教と定められてからは凡そ官吏たる者は皆儒學により登用せらるることになり、従て政治は儒教のイデオロギーによりて塗りつぶされ、法家思想も儒教思想の名の下に行はれるに至り、食貨志の如きもその撰者はもとより儒學の徒でなければならず、従てその内容は儒教の立場から論ぜられ、法家思想にもとづく政策の如きですらも儒家思想で蔽はれることなしとせぬ。だから遼史食貨志に於て儒家思想が濃厚であつてもそれは別に怪しむに足らぬ。私はこう考へる。(昭和十四年十一月二十日)